

ドラ割「ツーリングプラン」利用約款

令和8年7月30日制定

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)及び宮城県道路公社が実施する「ツーリングプラン」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

2 本商品は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「法」といいます。)第25条第1項の規定に基づき当社が公告した内容により高速道路料金の割引を行うものです。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム(無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み)における無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本商品は、ETC無線通信により通行が可能な道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条における小型自動車のうち二輪自動車または軽自動車のうち二輪自動車(いずれも側車付二輪自動車を含む。以下「二輪車」といいます。)が対象です。

(利用可能期間等)

第4条 本商品の申込期間は、別表2に定める期間とします。

2 本商品の利用可能期間は、別表3に定める期間とします。

(申込方法等)

第5条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、「会員制ドラ割」会員規約に同意いただき、当社が定める所定の会員登録を行い、利用開始までに当社ホームページ内の「ドラぷら」からお申し込みください。ただし、第7条第1項に定める最初の通行における入口料金所通過後であっても、出口料金所の通過前であれば本商品の申込みを受け付けます。本商品申込み前の通行については、

本商品の適用対象外です。

- 2 申込みの際は、利用開始日、本商品の利用を申し込む方（以下「申込者」といいます。）の氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号、ETCカードの有効期限及び車載器管理番号（以下「登録内容」といいます。）を登録してください。
- 3 登録可能なETCカードは申込者名義のものに限ります。ただし、ETCカードの名義が法人名義の場合で、申込者がその法人の社員である場合は、この限りではありません。なお、ETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合の取扱いについては、別表の特記事項に記載のとおりとします。
- 4 当社は、登録内容を正常に確認できたときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信をもって申込受付を完了したものとします。
- 5 申込時に登録したETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）の利用可否は当該カードを発行したクレジットカード会社又は六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、登録ETCカードで高速道路を利用できることを保証するものではありません。
- 6 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申込みできません。
- 7 本商品の申込時に登録したETCカードと同一のETCカードにより、本商品又は当社、中日本高速道路株式会社若しくは西日本高速道路株式会社が実施する「ドラ割」、「速旅」若しくは「みち旅」として販売する他の商品と利用期間が重複する申込み又は通行日が重複する利用を行った場合は、申込者が意図しない割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社において料金修正等は一切行いません。

（登録内容の変更）

第6条 本商品の申込受付が完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容について変更が必要な場合は、利用開始前に第13条第1項に定める解約を行った上で、再度前条に基づき申込手続を行ってください。

（利用方法）

第7条 別表4に定める周遊エリア内乗り降り自由プラン（以下「周遊プラン」といいます。）の利用方法は、以下の各号のとおりです。

- 一 別表4に定める周遊エリア内のIC相互間の通行が本商品の適用対象となります。なお、通行回数の制限はありません。また、利用開始の判定は、利用開始日の0時（ただし、利用開始日当日の申込みの場合は、申込手続き完了時）以降の本商品の適用対象となる最初の通行によるものとします。
- 二 前号の通行にかかる通行日の判断は、入口料金所又は出口料金所の通行日によるものとし、いずれかの通行日が利用期間内である通行が本商品の適用対象となります。ただし、別表に特記事項の記載がある場合は、当該記載のとおりとします。

- 三 本商品の適用対象となる通行は、申込時に登録したETC車載器を取り付けた同一の二輪車1台でご利用ください。

(料金所の通行方法)

第8条 本商品の利用にあたり、料金所を通過するときは、登録ETCカードをETC車載器に挿入し、「ETC」、「ETC/一般」又は「ETC/サポート」の表示があるレーン(以下、「ETCレーン」といいます。)をETC無線通信により通行してください。

- 2 前項にかかわらず、ETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、次の各号のとおり通行してください。
- 一 入口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」又は「サポート」の表示があるレーンで通行券を取り、出口料金所においては、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」又は「ETC/サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードと入口通行券をお渡しください。入口料金所で料金をお支払いいただく場合は、「一般」又は「サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。
 - 二 出口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」又は「サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。
 - 三 前二号の場合において、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」又は「ETC/サポート」の表示があるレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機により料金を支払うものとし、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。

(請求等)

第9条 本商品の料金は別表1のとおりです。

- 2 本商品は、第5条第4項により本商品の申込受付を完了し、周遊プランにおける最初の通行をもって適用するものとし、本商品の適用対象となる各通行にかかる通常の料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金をいいます。以下同じです。)に代えて、本商品の料金を請求します。
- 3 登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録され、ETCマイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、マイレージ還元額から前項に基づき請求される本商品の料金の支払いに充当します。
- 4 本商品の適用対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内並びにETC利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間の料金表示は、通常の料金となります。
- 5 ETC利用照会サービス及びマイレージ還元額明細に表示される本商品の適用対象となる各通行の走行明細の表示は、確定時に次の各号のとおり変更されます。
- 一 周遊プランにおける最初の通行については、入口ICが「企画割引」となり、通行料金が本商品の料金となります。
 - 二 周遊プランにおける2回目以降の通行については消去されます。

- 6 クレジットカード会社又は六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局が発行する請求書には、本商品の適用対象となる周遊プランにおける最初の通行にかかる走行明細のみ記載され、2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。
- 7 第12条に定める本商品の適用対象外となる通行があった場合は、前2項に定める内容とは別に当該通行にかかる通常の料金を請求し、当該走行明細が別に表示又は記載されます。
- 8 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額（以下「未決済残高」といいます。）が、「ETCパーソナルカード利用規約」に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。本商品のご利用にあたっては、本商品の適用対象となる通行であっても、未決済残高は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算されるため、未決済残高が本商品の料金が適用された後に一時的に高額となる場合がありますので、ご注意ください。詳細は、別表「未決済残高がご利用可能額を超える場合の例」をご参照ください。

（他の割引との適用関係）

- 第10条 本商品の料金に対しては、ETC時間帯割引や障がい者割引など、次項及び次条に定めるETCマイレージサービスによるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。
- 2 登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録されている場合のETCマイレージサービスによるポイントは、前条第2項に基づき請求する本商品の料金の額（前条第3項に基づきマイレージ還元額が充当された場合、当該充当分は除きます。）に応じて付与します。
 - 3 本商品の適用対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行に該当する場合であっても、当該割引の利用回数としてカウントしません。

（ETCマイレージサービスのポイントの追加付与）

- 第11条 月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、周遊プランにおける最初の通行をした場合、前条第2項に定めるポイント付与に加え、ETCマイレージサービスのポイントを、第9条第2項に基づき請求する本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント追加で付与します。
- 2 前項に定めるポイントは、本商品の適用対象となる通行があったことを当社が確認した日（実際に通行をした日と異なる場合があります。）が属する月の翌々月20日までに付与します。

（適用対象外及び無効）

第12条 次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金をお支払いいただきます。

- 一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき
- 二 第5条第3項に定める登録可能なETCカード以外のETCカードが登録されているとき
- 三 登録内容に誤りがあるとき
- 四 登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき
- 五 登録したETC車載器を取り付けた二輪車以外の自動車で通行したことが確認されたとき

六 周遊プランにおける2回目以降の通行において、同周遊プランにおける最初の通行が適用された車両と異なる車両で通行したとき

七 入口料金所、出口料金所とも利用期間以外の日に通じたとき

八 利用最終日の翌々日までに出口料金所を通過しなかったとき

九 第7条に定める利用方法に従わなかったとき。ただし、周遊プランにおける通行において、周遊エリア内のICと周遊エリア外のIC相互間を通行した場合には、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割した上で、前者は本商品の適用対象とし、後者は通常の料金を支払いいただきます（後者におけるETC時間帯割引の判定にかかる入口時間、出口時間は、分割前の走行の入口時間、出口時間となります。）。また、入口IC、出口ICともに周遊エリア外のICである通行をしたときは、当該通行において周遊エリアを通過した場合であっても、当該通行の全区間が本商品の適用対象外となり、全区間の通常の料金をお支払いいただきます。なお、二輪車定率割引と本商品を重複して申込みがある場合は、本商品を優先して適用します。本商品が適用されない走行（本商品の対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。

2 次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、利用期間の全ての通行について通常の料金（ETC時間帯割引を適用しないことがあります。以下本項において同じです。）をお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、法第26条の規定により、通常の料金のほか割増金を徴収します。

- 一 セットアップされたETC車載器を車両に取り付けず通行したとき
- 二 登録ETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき
- 三 不正な通行の手段として本商品を利用したとき

（解約等）

第13条 申込者は、申込時に登録した利用開始日の前日までは、当社ホームページ内の「ドラぷら」で本商品を解約することができます。ただし、利用期間中であっても、周遊プランの適用対象となる通行がない場合に限り、当社お客さまセンターへ申し出ることによって解約することができます。

2 利用期間中に登録ETCカードで周遊プランの適用対象となる通行をした場合は、それ以降の途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

3 第1項に基づく解約が行われない場合でも、利用期間内に登録ETCカードで周遊プランの適用対象となる通行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金は請求しません。

（個人情報の保護）

第14条 申込者の個人情報は、当社が別に定める「東日本高速道路株式会社が実施する企画割引「ドラ割」に関するプライバシーポリシー」に従って適切に取り扱います。

(免責事項)

第15条 当社は、次の各号に掲げるときには、申込者が被った損害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 第5条第7項に定める申込み又は利用を行ったことにより、申込者の意図しない請求が行われたとき。
- 五 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 七 雪による通行規制(冬用タイヤ規制等)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 八 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 九 当社ホームページ内の「ドラぷら」の障害やメンテナンス等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第16条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページ内の「ドラぷら」への掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

この約款は、令和8年7月30日(木)以降から適用します。

「ツーリングプラン」利用約款別表（各プラン毎）

(1) ツーリングプラン「道南・道北コース」

別表1: 本商品の料金

3日間
6,100円

別表2: 本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年10月31日(土)まで
------	-------------------------------

別表3: 本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年10月31日(土)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大3日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。）とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4: 周遊プランにおける対象エリア

道路名	区間
E5 道央自動車道	大沼公園IC～士別剣淵IC
E5A 札幌自動車道	小樽IC～札幌JCT
E5A 後志自動車道	余市IC～小樽JCT
E38 道東自動車道	千歳恵庭JCT～千歳東IC
E63 日高自動車道	苫小牧東IC～沼ノ端西IC
E62 深川・留萌自動車道	深川JCT～深川西IC

【特記事項】

- 「ツーリングプラン」利用約款第5条第3項に定める ETC カードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、本商品をご利用いただくことはできません。
- 「ツーリングプラン」利用約款第7条第1項第二号に定める通行日の判定のうち、以下に該当する通行における通行日の判定は、それぞれ以下のとおりとします。
 - ①均一料金区間（道央自動車道/札幌南IC～札幌JCT、札幌自動車道/札幌西IC～札幌JCT）を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。
 - ②札幌自動車道（札幌西IC～小樽IC）および後志自動車道において、小樽ICを入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽ICを出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里ICと小樽IC間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、札幌西ICを入口として手稲IC、銭函IC、朝里IC、小樽塩谷ICまたは余市ICまで通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。
 - ③道東自動車道（千歳恵庭JCT～本別IC・足寄IC）において、本別IC・足寄ICを入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別IC・足寄ICを出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田ICと本別IC・足寄IC間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

(2)ツーリングプラン「道南・道東コース」

別表1:本商品の料金

3日間
6,100円

別表2:本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年10月31日(土)まで
------	-------------------------------

別表3:本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年10月31日(土)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4:周遊プランにおける対象エリア

道路名	区間
E5 道央自動車道	大沼公園IC～札幌IC
E5A 札幌自動車道	小樽IC～札幌JCT
E5A 後志自動車道	余市IC～小樽JCT
E38 道東自動車道	千歳恵庭JCT～本別IC・足寄IC
E63 日高自動車道	苫小牧東IC～沼ノ端西IC

【特記事項】

- 1 「ツーリングプラン」利用約款第5条第3項に定める ETC カードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、本商品をご利用いただくことはできません。
- 2 「ツーリングプラン」利用約款第7条第1項第二号に定める通行日の判定のうち、以下に該当する通行における通行日の判定は、それぞれ以下のとおりとします。
- ①均一料金区間(道央自動車道/札幌南IC～札幌JCT、札幌自動車道/札幌西IC～札幌JCT)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。
- ②札幌自動車道(札幌西IC～小樽IC)および後志自動車道において、小樽ICを入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽ICを出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里ICと小樽IC間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、札幌西ICを入口として手稲IC、銭函IC、朝里IC、小樽塩谷ICまたは余市ICまで通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。
- ③道東自動車道(千歳恵庭JCT～本別IC・足寄IC)において、本別IC・足寄ICを入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別IC・足寄ICを出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田ICと本別IC・足寄IC間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

(3) ツーリングプラン「東北・三陸コース」

別表1: 本商品の料金

2日間
3,800円

別表2: 本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年11月30日(月)まで
------	-------------------------------

別表3: 本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大2日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4: 周遊プランにおける対象エリア

道路名	区間
E4 東北自動車道	仙台南IC～花巻IC
E6 仙台北部道路	富谷IC～利府JCT
E6 仙台東部道路	名取IC～仙台港北IC
E6・E45 三陸自動車道	仙台港北IC～鳴瀬奥松島IC
E46 釜石自動車道	花巻JCT～東和IC
E7 秋田自動車道	北上JCT～北上西IC
E48 仙台南部道路	仙台南IC～仙台若林JCT

【特記事項】

1 「ツーリングプラン」利用約款5条第3項に定めるETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合に限りご利用いただけます。

(4)ツーリングプラン「関越道・東北道・上信越道コース」

別表1:本商品の料金

2日間
3,100円

別表2:本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年11月30日(月)まで
------	-------------------------------

別表3:本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大2日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4:周遊プランにおける対象エリア

対象路線	対象区間
C3 東京外環自動車道	大泉IC～草加IC
E4 東北自動車道	川口JCT～西那須野塩原IC
E17 関越自動車道	練馬IC～沼田IC
E18 上信越自動車道	藤岡JCT～碓氷軽井沢IC
E50 北関東自動車道	高崎JCT～岩舟JCT及び栃木都賀JCT～都賀IC
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野IC～幸手IC

【特記事項】

- 1 「ツーリングプラン」利用約款5条第3項に定めるETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合に限りご利用いただけます。
- 2 「ツーリングプラン」利用約款第7条第1項第二号に定める通行日の判定のうち、以下に該当する通行における通行日の判定は、それぞれ以下のとおりとします。
- ①東北自動車道川口JCTと浦和ICの相互間、常磐自動車道の三郷ICと三郷スマートICの相互間又は関越自動車道の練馬ICと所沢ICの相互間を周遊走行の入口または出口として利用する場合は、通行料金を支払う料金所の通過日時によるものとします。

(5) ツーリングプラン「東北道・常磐道ミニコース」

別表1: 本商品の料金

2日間
2,500円

別表2: 本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年11月30日(月)まで
------	-------------------------------

別表3: 本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大2日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4: 周遊プランにおける対象エリア

道路名	区間
C3 東京外環自動車道	川口中央IC～三郷南IC
E4 東北自動車道	川口JCT～宇都宮IC
E6 常磐自動車道	三郷IC～日立南太田IC
E51 東関東自動車道	鉾田IC～茨城町JCT
E50 北関東自動車道	佐野田沼IC～岩舟JCT及び栃木都賀JCT～水戸南IC
C4 首都圏中央連絡自動車道	白岡菖蒲IC～つくば牛久IC
E50 東水戸道路	全区間

【特記事項】

- 1 「ツーリングプラン」利用約款5条第3項に定めるETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合に限りご利用いただけます。
- 2 「ツーリングプラン」利用約款第7条第1項第二号に定める通行日の判定のうち、以下に該当する通行における通行日の判定は、それぞれ以下のとおりとします。
- ①東北自動車道川口JCTと浦和ICの相互間、常磐自動車道の三郷ICと三郷スマートICの相互間又は関越自動車道の練馬ICと所沢ICの相互間を周遊走行の入口または出口として利用する場合は、通行料金を支払う料金所の通過日時によるものとします。

(6) ツーリングプラン「東北道・常磐道ワイドコース」

別表1: 本商品の料金

3日間
5,100円

別表2: 本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年11月30日(月)まで
------	-------------------------------

別表3: 本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4: 周遊プランにおける対象エリア

道路名	区間
C3 東京外環自動車道	川口中央IC～三郷南IC
E4 東北自動車道	川口JCT～福島飯坂IC
E49 磐越自動車道	いわきJCT～会津若松IC
E6 常磐自動車道	三郷IC～相馬IC
E51 東関東自動車道	鉾田IC～茨城町JCT
E50 北関東自動車道	佐野田沼IC～岩舟JCT及び栃木都賀JCT～水戸南IC
C4 首都圏中央連絡自動車道	白岡菖蒲IC～つくば牛久IC
E50 東水戸道路	全区間

【特記事項】

- 1 「ツーリングプラン」利用約款5条第3項に定めるETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合に限りご利用いただけます。
- 2 「ツーリングプラン」利用約款第7条第1項第二号に定める通行日の判定のうち、以下に該当する通行における通行日の判定は、それぞれ以下のとおりとします。
- ①東北自動車道川口JCTと浦和ICの相互間、常磐自動車道の三郷ICと三郷スマートICの相互間又は関越自動車道の練馬ICと所沢ICの相互間を周遊走行の入口または出口として利用する場合は、通行料金を支払う料金所の通過日時によるものとします。

(7) ツーリングプラン「東関東道・館山道コース」

別表1: 本商品の料金

2日間
2,500円

別表2: 本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和8年11月30日(月)まで
------	-------------------------------

別表3: 本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで※
--------	-------------------------------

※…利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大2日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4: 周遊プランにおける対象エリア

道路名	区間
E14 京葉道路	全区間
E14 館山自動車道	全区間
E14 富津館山道路	全区間
E51 東関東自動車道	湾岸市川IC～潮来IC
E65 新空港自動車道	全区間
E82 千葉東金道路	全区間
C4 首都圏中央連絡自動車道	下総IC～大栄JCT及び松尾横芝IC～木更津JCT
CA 東京湾アクアライン	全区間
CA 東京湾アクアライン連絡道	全区間

【特記事項】

- 1 「ツーリングプラン」利用約款5条第3項に定めるETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合に限りご利用いただけます。
- 2 「ツーリングプラン」利用約款第7条第1項第二号に定める通行日の判定のうち、以下に該当する通行における通行日の判定は、それぞれ以下のとおりとします。
- ①京葉道路(船橋ICから武石ICまでの各IC相互間並びに下り線首都高速7号接続から流入し、原木ICから武石ICまでの各ICから流出する走行の区間)、東関東自動車道(湾岸市川ICから湾岸習志野ICまでの各IC相互間)、新空港自動車道(成田スマートICから新空港ICまで)及び東京湾アクアラインを通行する場合は、通行料金を支払う料金所の通過日時によるものとします。

未決済残高がご利用可能額を超える場合の例

ETC でのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未決済残高が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未決済残高がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

